

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の1部を改正する省令案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している<u>場合</u>は、その契約の<u>内容</u>（第15条第2項の規定により記載を省略する<u>ときには</u>、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号）を記載すること。</p> <p><u>(7) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局であつては、終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間における終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該</u></p>	<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している<u>ときは</u>、その契約の<u>内容を記載すること</u>。第15条第2項の規定により記載を省略する<u>場合には</u>、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。</p>

終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくするMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ 当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定基地局にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。）に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ 簡易無線局

エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた特定小電力無線局（特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。）

(8)～(11) （略）

26～29 （略）

(7)～(10) （略）

26～29 （略）